

東村未熟児養育医療

身体の発育が未熟のまま出生した乳児や出生児体重が 2,000g 以下、または生活能力が低いため医師が入院養育を必要と認めた場合、未熟児の保護者の所得に応じた医療の給付を行う制度です。

対象者 出産時体重 2,000g 以下。運動、体温、呼吸及び循環器系、消化器系、強い黄疸等機能的に未熟な児

- 必要な物**
- ①養育医療給付申請書（保護者が記入）
 - ②養育医療意見書（主治医が記入）
 - ③世帯調書及び税額調査及び税額証明書（世帯調書は保護者が記入し、居住地の市町村から証明書をもらう）
 - ④誓約書
 - ⑤健康保険証の写し
 - ⑥返信用封筒
 - ⑦80 円切手
 - ⑧印鑑

自己負担額 自己負担額は、前年分所得額により査定。

問合わせ 東村役場 福祉保健課（母子保健担当） ☎43-2202

